



厚
甲

九
号

起
案
昭和二十九年三月三十日

昭
和
二
十
九
年
三
月
三
十
日
上
奏
昭
和
二
十
九
年
四
月
一
日
施
行
昭
和
二
十
九
年
三
月
三
十
日
公
布
昭
和
二
十
九
年
三
月
三
十
日
日

内閣総理大臣

内閣官房長官
内閣官房副長官

閣議書記



大連國務大臣

大連國務大臣

石井國務大臣

安藤國務大臣

大藏國務大臣

大藏國務大臣

板田國務大臣

大野國務大臣

農林國務大臣

農林國務大臣

小坂國務大臣

中島國務大臣

陸軍國務大臣

陸軍國務大臣

戸塚國務大臣

土井國務大臣

海軍國務大臣

海軍國務大臣

戸塚國務大臣

土井國務大臣

別紙衆議院議長奏上の未帰還者留守

内閣

1088

家族等援護法の一部を改正する法律公布の件は奏上のとおり公布を奏請することといたしたい。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 御璽

昭和三十九年三月十五日

内閣総理大臣

法律第二十九号

(奏上のとおり。)

大藏大臣

厚生大臣

内閣総理大臣

内閣

未帰還者留守家族等援護法の一部
を改正する法律の公布を奏上する件
了承いたしました。

昭和二十九年三月三十一日

法制局長官



衆議院事務総長大池 眞

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律

未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「(葬祭料)」に改め、同条第一項中「未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき、」を削り、「その者の死亡」を「未帰還者の死亡」に、「遺骨の埋葬に要する経費」を「葬祭料」に改める。

第十七条第一項中「前条第一項に規定する者」を「未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者」に改め、「その遺族」を「その遺族(遺族がない場合においては、葬祭を行う者)」に改める。

同条第三項中「三十四年」を「三十四年」に改める。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十六条中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第三十三条中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)」に改める。

附則第二十七項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附則に次の三項を加える。

(沖繩地域に関する特例)

40 硫黄島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)に住所又は居所を有する者その他政令で定める者については、留守家族手当の支給の始期及び支給方法並びに療養の給付を受けることができる期間に関し、政令で、必要な特例を定めることができる。

(療養給付期間の特例)

41 厚生大臣は、附則第三十二項の規定による療養の給付を受ける者及び同項規定による期間に経過する日において、引き続き療養を受ける必要がある場合には、その期間を経過後、おおよそ一年間、その者の申請により、必要となる療養の給付を行うことができる。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行し、附則第四項の規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六十四号中「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)」の上に「未帰還者等の状況調査を実施し、並びに」を加える。

第十四条の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、同号を次のように改める。

七 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関すること。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十六条中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第三十三条中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)」に改める。

附則第二十七項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附則に次の^三項を加える。

(沖繩地域に関する特例)

10 硫黄島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)に住所又は

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行し、附則第四項の規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六十四号中「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)」の上に「未帰還者等の状況調査を実施し、並びに」を加える。

第十四条の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、同号を次のように改める。

七 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関すること。

第十四条の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

四

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

第二十八条の二を次のように改める。

(未帰還調査部)

第二十八条の二 未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

2 未帰還調査部は、千葉県に置く。

3 未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十九条の五第一項中「第十四条の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四条の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九条の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九条の八中「第十四条の二第五号」を「第十四条の二第六号」に改める。

(厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正)

3 厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

厚生省設置法第十五条の改正規定を次のように改める。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会
援護所」に改める。
未帰還調査部

「社会保険審査会

健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料その他の徴収金等についての処分に関する不服を審査すること。

五

「中央社会保険医療協議会

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養の給付を担当する者に対する適切な保険診療の指導監督に関する事項を審議するとともに、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議すること。

六

(国家公務員共済組合法の一部改正)

- 4 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第八十三条の四の次に次の一条を加える。

(未帰還職員についての特例)

- 第八十三条の五 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者であつて、昭和二十八年七月三十一日現在組合員であつた者(この条にお

いて以下「未帰還職員」という。)は、第一条及び第八十六条第一項の規定にかかわらず、これを組合員とみなす。

2 未帰還職員に係る留守家族手当又は特別手当(昭和二十八年七月三十一日現在第八十六条第一項の規定による組合員であつた未帰還職員については、これらに相当する給付を含むものとし、この条において以下「手当等」という。)は、この法律の適用については、これを未帰還職員の収入とみなす。

3 未帰還職員については、その者の昭和二十八年七月三十一日における俸給又は俸給に相当する給与の額をもつて、俸給又は俸給に相当する給与の額とみなす。

4 手当等の支給機関(二以上の機関が手当等を支給する場合には、そのうち大蔵大臣の定める機関)は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所属する組合に払い込まなければならない。

七

(国家公務員災害補償法の一部改正)

5 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号) 第十六条第一項」を「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号) 第十七条第一項」に改める。

昭和二十九年 二月二十五日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣事務官

内閣総理大臣

法制局長官

| | | | |
|-------------|------------|------------|------------|
| 緒方 國務大臣 | 大達 國務大臣 | 石井 國務大臣 | 安藤 國務大臣 |
| 犬養 國務大臣 | 草葉 國務大臣 | 塚田 國務大臣 | 大野 國務大臣 |
| 岡崎 國務大臣 | 保利 國務大臣 | 小坂 國務大臣 | 加藤 國務大臣 |
| 小笠原 國務大臣 | 愛知 國務大臣 | 戸塚 國務大臣 | 木村 國務大臣 |

別紙大蔵厚生兩大臣請議未帰還者留守
家族等援護法の一部を改正する法律案

を審査したが、右は請議のように閣議決定の上
国会に提出せられてよいと認める。

法律案

呈案附箋の通り。

未帰還者留守家族等援護法の一部
を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三年三月一日

内閣総理大臣

この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

大蔵大臣

厚生大臣

内閣総理大臣

法制局厚第 九 号
昭和二十九年二月二十二日

この件関係主任官
厚生事務官 木村 又雄

厚生省援総第二五号

未帰還者留守家族等援護法の一部を

改正する法律の制定に関する件

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律を制定する必要がある。よつて別紙法律案を提出する。

右閣議を請う。

昭和二十九年二月二十二日

大蔵大臣 小笠原 三九郎

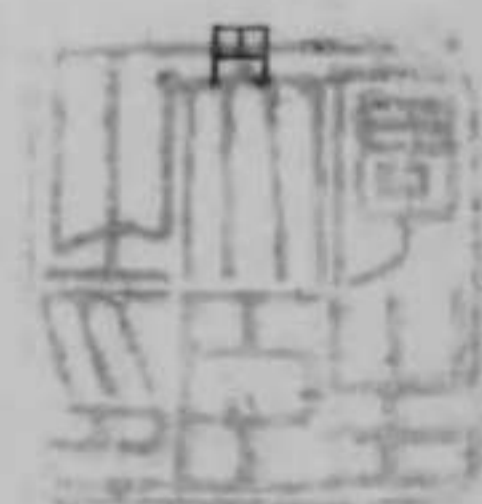
法制局

官印

厚中九

厚生省

厚生大臣 草 葉 隆



内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律

未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「葬祭料」に改め、同条第一項中「未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき、」を削り、「その者の死亡」を「未帰還者の死亡」に、「遺骨の埋葬に要する経費」を「葬祭料」に改める。

第十七条第一項中「前条第一項に規定する者」を「未帰還者の

うち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者」に改め、「その遺族」を「その遺族（遺族がない場合においては、葬祭を行う者）」に改める。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十六条中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第三十三条中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む

。）」に改める。

附則第二十七項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

（沖縄地域に関する特例）

40 硫黄島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島

（大東諸島を含む。）に住所又は居所を有する者その他政令で定める者については、留守家族手当の支給の始期及び支給方法並びに療養の給付を受けることができる期間に関し、政令で必要を特例を定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行し、附則第四項の規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。
(厚生省設置法の一部改正)
- 2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第六十四号中「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)」の上に「未帰還者等の状況調査を実

施し、並びに」を加える。

第十四條の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、同号を次のように改める。

七 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関すること。

第十四條の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

第二十八條の二を次のように改める。

(未帰還調査部)

第二十八条の二 未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

2 未帰還調査部は、千葉県に置く。

3 未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十九条の五第一項中「第十四条の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四条の二第六号から第八号まで」に改める。
第三十九条の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九条の八中「第十四条の二第五号」を「第十四条の二第六号」に改める。

(厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正)

3 厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

厚生省設置法 正規定を次のように改める。

「社会保険審査会

第十五条中「社会保険審査会」を

援護所

に改め

未帰還調査部

」

る。

(未帰還調査部)

第二十八条の二 未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

2 未帰還調査部は、千葉県に置く。

3 未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十九条の五第一項中「第十四条の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四条の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九条の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九条の八中「第十四条の二第五号」を「第十四条の二第六号」に改める。

(厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正)

3 厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

厚生省設置法第十五条の改正規定を次のように改める。

「社会保険審査会

第十五条中「社会保険審査会」を

援護所

に改め

未帰還調査部

」

る。

「社会保険審査会

健康保険、船員保険及び厚生年金保険
における保険給付に関する決定及び保
険料その他の徴収金等についての処分
に関する不服を審査すること。

「中央社会保険医療協議会

健康保険及び船員保険の保険
医及び保険薬剤師並びに国民
健康保険の療養の給付を担当
する者に対する適切な保険診
療の指導監督に関する事項を

改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の
一部を次のように改正する。

第八十三条の四の次に次の一条を加える。

審議するとともに、健康保険
及び船員保険の適正な診療報
酬額並びに国民健康保険の適
正な診療報酬の標準額を審議
すること。

社会保険法第三十九條第一項の表の改正規定中

「社会保険審査会

健康保険、船員保険及び厚生年金保険

における保険給付に関する決定及び保

険料その他の徴収金等についての処分

に関する不服を審査すること。

「中央社会保険医療協議会

健康保険及び船員保険の保険

医及び保険薬剤師並びに国民

健康保険の療養の給付を担当

する者に対する適切な保険診

療の指導監督に関する事項を

改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の
一部を次のように改正する。

第八十三条の四の次に次の一条を加える。

審議するとともに、健康保険
及び船員保険の適正な診療報
酬額並びに国民健康保険の適
正な診療報酬の標準額を審議
すること。

(未帰還職員についての特例)

第八十三条の五 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者であつて、昭和二十八年七月三十一日現在組合員であつた者(この条において以下「未帰還職員」という。)は、第一条及び第八十六条第一項の規定にかかわらず、これを組合員とみなす。

2 未帰還職員に係る留守家族手当又は特別手当(昭和二十八年七月三十一日現在第八十六条第一項の規定による組合員であつた未帰還職員については、これらに相当する給付を含むものとし、この条において以下「手当等」という。)は、こ

の法律の適用については、これを未帰還職員の収入とみなす。

3 未帰還職員については、その者の昭和二十八年七月三十一日における俸給又は俸給に相当する給与の額をもつて、俸給又は俸給に相当する給与の額とみなす。

4 手当等の支給機関(二以上の機関が手当等を支給する場合)には、そのうち大蔵大臣の定める機関(は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所属する組合に払い込まなければならない。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

5 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の

一部を次のように改正する。

第一条第一項中「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）第十六条第一項」を「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）第十七条第一項」に改める。

理由

遺骨埋葬経費の支給の対象を、未帰還者で死亡の事実の判明した者のすべてに拡大するとともに、沖縄地域に関する未帰還者留守家族等援護法の適用について、政令で必要な特例を定めることができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

夫帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案参照条文

本則 関係

○未帰還者留守家族葬援護法（昭和二十八年法律第六十一号）

（遺骨埋葬経費）

第十六条 未帰還者のうち 未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の赤
徴収者と同様の実地にある者又は第二章第二項の規定により未帰還者とみなされ
る者につき、その者の死亡の事実が判明するに至つた場合においては、遺骨の埋
葬に要する経費として、その遺族へ遺族がなつた場合においては、葬祭を行う者へ
に対し、その者の申請により、死亡者一人につき二十円を支給する。但し、本邦
に住所又は居所を有しない者には、支給しない。

（遺骨引取経費）

第十七条 前条第一項に規定する者につき、その死亡の事実が判明するに至つ
た場合においては、遺骨の引取に要する経費として、その遺族に対し、その者の
申請により、死亡者一人につき二十七百円を支給する。但し、本邦に住所又は居

所を有しなむ者には、支給しなむ。
(療養の給付)

第十八条 厚生大臣は、第十六条第一項に規定する者が自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還後療養を要する場合において、帰還後三坪を限り、その者の申請により、必要な療養の給付を行う。

(障害一時金)

第二十六条 第十六条第一項に規定する者が、自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかかり、帰還の際にあっては、帰還後三坪以内におつた場合又はなおらなむがその期間を経過した場合において、別表中欄に掲げる程度の障害の状態にあるときは、その程度に応じ、その者の申請により、障害一時金として、同表下欄に定める金額を支給する。

(本邦)

第三十三条 この法律において、本邦には、北緯二十九度以南の南西諸島を含むものとする。

附則

(実績の保障)

27 この法律の施行の際、現に旧法の規定による給付の支給を受けている者で、第二條に規定する未帰還者でないものは、当分の間、第十六条第一項に規定する未帰還者とみなして、その者及びその留守家族に対し、この法律による優遇を行うこととすることができる。

○奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律

第二百六十七号)

(必要経路措置等の政令等への委任)

第十条 第二條から前條までに規定するものの外、奄美群島に関し左に掲げる事項

に於ては、他の法律の規定にかかわらず、政令（日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については、最高裁判所規則）にて必要な規定を設けることができ

る。

二 本邦の法令の発効時期における適用につての必要な経過措置に関する事項

附則第二項（厚生省設置法の一部改正）関係

○厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）

（厚生省の権限）

第五条 厚生省は、この法律に規定する行政事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

六十四 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の定めるところにより、留守家族手当の額を改定し、及び療養の給付の必要の有無を認定すること。

○ 厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十三号）

第十四条の次に次の一条を加える。

（引揚援護局の事務）

第十四条の二 引揚援護局においては、左の事務をつかさどる。

四 戦傷病者戦没者遺族等援護法を施行すること。但し、社会局の主管に属するものを除く。

五 旧軍人軍属の復讐手続に関すること。

六 旧軍人軍属中の状況不明者の調査及び死亡者の処理に関すること。

七 未復員者給与法及び特別未帰還者給与法に基く給与の実施に関すること。

八 前三号に掲げるものの外、旧陸海軍の残務の整理に関すること。

第二十八条を次のように改める。

（留守業務部）

第二十八条の二 留守業務部は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

- 一 旧陸軍関係の状況不明者の調査を行うこと。
- 二 旧陸軍関係の死亡者並びにその遺骨及び遺留品の処理を行うこと。
- 三 旧陸軍船舶押収の残務を整理すること。

二 留守業務部は、千葉県に置く。

三 留守業務部の内部組織は、厚生省令で定める。

第二章 第三節 第三款の次に次の三款を加える。

第五款 復員連絡局及び復員連絡局支部

(復員連絡局)

第三十九条の五 復員連絡局は、本省の所管事務のうち旧陸軍に関する第十四条の二第五号、第六号及び第八号に掲げる事務を分掌する。

(復員連絡局支部)

第三十九条の六 復員連絡局支部は、復員連絡局の所管事務を分掌する。

二 復員連絡局支部の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

| 名 | 称 | 位 | 置 | 管 | 轄 | 区 | 域 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| 中部復員連絡局 | 広島県 | 広島市 | 広島市 | 広島県 | 島根県 | 岡山県 | |
| 広島支部 | 広島県 | 広島市 | 広島市 | 広島県 | 山口県 | | |

第六款 地方復員部

(所管事務)

第三十九条の八 地方復員部は、本省の所管事務のうち旧陸軍に関する第十四条の二第五号から第八号までに掲げる事務を分掌する。

附則 第三款(厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正)関係

○ 厚生省設置法の一部を改正する法律

(留守家族)

第四條 この法律において「留守家族」とは、未婚者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子、父母、孫及び祖父母であつて、本邦に住所又は居所を有するものをいふ。

(留守家族手当の支給)

第五條 未婚者の留守家族には、留守家族手当を支給する。

2 留守家族手当の支給は、これを受けようとする者の申請に基づいて行う。

(権限又は事務の委任)

第三十四條 この法律の施行に關する厚生大臣の権限又は権限に屬する事務であつて、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)に規定する行政機関の長、都道府県知事その他政令で定める者に委任することができる。

附 則

(特別手当)

9 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、この法律による留守家族手当の支給を受けることができない場合には、その者及び従前の例によりその者と同順位にある者に対して、昭和二十八年八月以降、毎月、その俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。但し、当該未婚者については、他にこの法律による留守家族手当の支給を受けることができない留守家族がある場合には、留守家族手当の支給を受けることができない留守家族がなくなるまでの間、特別手当を支給しない。

(差遣支給)

10 従前の公務員給与法附則第三項の規定による未婚者職員のときは、この法律の規定により支給する留守家族手当については、附則第十五條(前項において準用する場合を含む。)又は第十八條の規定するほか、左に掲げる限り少額あるときは、その差額を留守家族手当に加入して支給する。

一 第二号に規定する留守家族手当以外の留守家族手当については、この法律の施行の際現に旧法及び従前の公務員給与法附則第三項の規定によつて支給してゐる俸給の額

二 附則第十四項に規定する場合には支給する留守家族手当については、その支給額は旧法の規定に依りて算出する特別手当の額

○本附則を施行するに際しては、昭和二十八年政令第二百一十一号

(確証又は事務の委任)

第二條 法に定めたる厚生大臣の権限のうち、法の施行の際現に一般職の職員に給与に關する法律へ昭和二十五年法律第九十五号、以下「公務員給与法」といふ。附則第三項へ他の法令において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。の規定により給与の支給を受けてゐる未帰還職員に關する留守家族手当及び特別手当並びに従前の公務員給与法附則第三項の規定による給与であつてまだ支給してゐないものの支給に關する権限は、当該未帰還職員の所屬に依り、それと相當

家行政組織法へ昭和二十三年法律第二十号)第三條の行政機関の長、最高裁判所長官又は各議院の事務総長に委任する。但し、当該未帰還職員が、法の施行の際現に法第二條第一項第一号に規定する未復員者である場合において、

当該未帰還職員に關し支給する留守家族手当へ法附則第十七項の規定により留守家族手当に加給される額を含む。及び特別手当のうち旧未復員者給与法へ昭和二十二年法律第百八十二号)の規定による俸給又は扶養手当に相當するものの支給に關する権限は、この限りでない。

2 法に定める厚生大臣の権限又は権限に屬する事務のうち、左に掲げるものは、都道府県知事に委任する。

一 前項但書に規定する権限

二 前項に規定する未帰還職員以外の未帰還者に關する留守家族手当、特別手当及び法附則第二十項の規定による給与の支給に關する権限

○国家公務員災害補償法（昭和二十三年法律第六十九号）

（目的及び組織）

第一条 国に使用される者で国庫から報酬を受けらるるもの（以下職員という。）は、この法律の定めるところにより、相互救済を目的とする天寿組合（以下組合という。）を組織する。但し、左の各号に掲げるものを除く。

一 常時勤務に服しない者

二 臨時に使用される者

三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基づき駐留するアメリカ合衆

国軍隊のために労務に服する者

（地方職員の取扱）

第八十六条 国に使用される者で地方公共団体から報酬を受けらるるもの（地方公共団

体の事務所に使用される者及び公立学校の職員（以下地方職員という。）は、命

令の定めるところにより、当分の間、この法律に基づいて設けられた組合（以下新

組合という。）の組合員となる。

附則第五項（国家公務員災害補償法の一部改正）関係

○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）

（二の法律の目的及び効力）

第一条 この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十三条から第九十五条までの規定に基づき、同法第二條に規定する一般職に属する職員（給員法（昭和二十二年法律第百号）第一條に規定する給員である職員及び本帰還者留守家族等保護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十六条第一項に規定する本帰還者である職員を除く。以下「職員」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、発疾又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）を迅速且つ公正に行い、あわせて公務上の災害を受けた職員の福祉に必要施設をすることを目的とする。

了

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する
法律案

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律

未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「(葬祭料)」に改め、同条第一項中「未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき、」を削り、「その者の死亡」を「未帰還者の死亡」に、「遺骨の埋葬に要する経費」を「葬祭料」に改める。

第十七条第一項中「前条第一項に規定する者」を「未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二条第二項の規定により未帰還者とみなされる者」に改め、「その遺族」を「その遺族(遺族がない場合においては、葬祭を行う者)」に改める。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十六条中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第三十三条中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)」に改める。

附則第二十七項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

(沖縄地域に関する特例)

40 硫黄島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)に住所又は居所を有する者その他政令で定める者については、留守家族手当の支給の始期及び支給方法並びに療養の給付を受けることができる期間に関し、政令で、必要な特例を定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行し、附則第四項の規定は、昭和二十八年八月一日から適用する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六十四号中「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)」の上に「未帰還者等の状況調査を実施し、並びに」を加える。

第十四条の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、同号を次のように改める。

七 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関すること。

第十四条の二中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

四

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

第二十八条の二を次のように改める。

(未帰還調査部)

第二十八条の二 未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

2 未帰還調査部は、千葉県に置く。

3 未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十九条の五第一項中「第十四条の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四条の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九条の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九条の八中「第十四条の二第五号」を「第十四条の二第六号」に改める。

(厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正)

3 厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

厚生省設置法第十五条の改正規定を次のように改める。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会
援護所
未帰還調査部」に改める。

「社会保険審査会

健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料その他の徴収金等についての処分に関する不服を審査すること。

厚生省設置法第二十九条第一項の表の改正規定中

五

「中央社会保険医療協議会

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに
国民健康保険の療養の給付を担当する者に対する適切
な保険診療の指導監督に関する事項を審議するととも
に、健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに
国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議するこ
と。
に改める。

六

(国家公務員共済組合法の一部改正)

- 4 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
第八十三条の四の次に次の一条を加える。

(未帰還職員についての特例)

第八十三条の五 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二条第一項に
規定する未帰還者であつて、昭和二十八年七月三十一日現在組合員であつた者(この条にお

いて以下「未帰還職員」という。)は、第一条及び第八十六条第一項の規定にかかわらず、これ
を組合員とみなす。

2 未帰還職員に係る留守家族手当又は特別手当(昭和二十八年七月三十一日現在第八十六条
第一項の規定による組合員であつた未帰還職員については、これらに相当する給付を含むも
のとし、この条において以下「手当等」という。)は、この法律の適用については、これを未帰
還職員の収入とみなす。

3 未帰還職員については、その者の昭和二十八年七月三十一日における俸給又は俸給に相当
する給与の額をもつて、俸給又は俸給に相当する給与の額とみなす。

4 手当等の支給機関(二以上の機関が手当等を支給する場合には、そのうち大蔵大臣の定め
る機関)は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代
りその所属する組合に払い込まなければならない。

七

(国家公務員災害補償法の一部改正)

八

5 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号) 第十六条第一項」を「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号) 第十七条第一項」に改める。

理由

遺骨埋葬経費の支給の対象を、未帰還者で死亡の事実の判明した者のすべてに拡大するとともに、沖縄地域に関する未帰還者留守家族等援護法の適用について、政令で必要な特例を定めることが出来るようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

九